

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会（以下「本協議会」という。）定款第40条第2項の規定に基づき、本協議会の賛助会員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員は、本協議会の目的に賛同し、入会手続後、後援する賛助会費（以下「会費」という。）を納入する個人又は団体、法人で、理事会の決議を経、理事長の承認を得たものとする。

2 賛助会員として入会しようとする者は、別紙1「賛助会員入会申込書」により理事長に提出するものとする。

(賛助会員の区分)

第3条 賛助会員は次のように区分する。

- (1)個人賛助会員 個人単位で入会した者
- (2)法人賛助会員 団体・法人で入会したもの
- (3)特別賛助会員 加盟団体所属の会員であった個人が、会員資格を喪失したことにより非会員となった場合に、加盟団体が推薦し本協議会が特別賛助会員と認めた者

2 特別賛助会員は、特段の定めのない範囲においては賛助会員の規程に準じるものとする

(年会費の納入等)

第4条 年会費は次のとおりとする。

- (1)個人賛助会員 1口 5,000円
- (2)法人賛助会員 1口 10,000円
- (3)特別賛助会員 1口 3,000円

2 賛助会費は定款第5条に定める事業年度ごとに当該事業年度分の賛助会費を当該事業年度の4月末日までに、1口以上の賛助会費を納入しなければならない。

3 事業年度開始後に入会する場合は、入会申込書の提出と同時に納入するものとする。

4 既納の会費は、返還しないものとする。

(資格の喪失)

第5条 賛助会員は、次の各号の一に該当するときに会員資格を失うものとする。

- (1)退会したとき、または死亡したとき
- (2)除名されたとき
- (3)本協議会が解散したとき
- (4)賛助会員である団体及び法人が解散したとき

(退会)

第6条 賛助会員は、退会しようとするとき、別紙2「賛助会員退会届」を本協議会に提出しなければならない。

(除名)

第7条 賛助会員が、次の各号の一に該当するときは、理事会の承認を得て除名することができる。

- (1)本協議会の名誉を汚し、又は信用を失うような行為のあったとき
- (2)定款又は理事会の決議に違反した行為があったとき
- (3)1年以上会費の納付を怠ったとき

(特典)

第8条 賛助会員は次の特典を受けることができる。

- (1)本協議会が発行する会報誌年2回の提供
- (2)本協議会が発行する手帳(1冊)の提供
- (3)本協議会が行う調査研究活動への参加
- (4)本協議会が行う調査研究結果の提供
- (5)本協議会が主催する研修会への優先参加

(権利の喪失)

第9条 賛助会員の資格を失った者は、賛助会員としての一切の権利を失い、既に納付した会費、その他本協議会の資産に対して何ら請求することができない。

(その他)

第10条 賛助会員は、住所・氏名その他必要事項に変更が生じた場合は、速やかに書面にて本協議会に届け出るものとする。

2 賛助会員は、本協議会またはその関連の加盟団体のイベント等において、関係者より求めのあった場合は、会員証及び身分証明書等を提示するものとする。

3 この規程に定めるもののほか必要な事項は理事会の承認を経、理事長が別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会及び評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、一般財団法人全国母子寡婦福祉団体協議会の登記の日から施行する。